

事業提案概要書

1 施設の運営が、市民の平等な利用を確保するものであること

● 管理運営にあたっての基本方針

平成27年12月には男女共同参画社会の実現に向けた拠点施設として宮崎市男女共同参画センター「パレット」（以下「センター」という。）がオープンしました。センターが男女共同参画社会づくりの実現に向けた拠点施設として

- ・社会情勢を反映した積極的な情報発信を行うことで、意識啓発の推進に努めること。
- ・関係機関、関係団体と偏りなく連携すること。
- ・センターの自主講座及び講師派遣事業受講者の新規開拓に努めること。
- ・地域に出向き、男女共同参画センターの認知度向上に努めること。
- ・宮崎市ファミリー・サポート・センター事業を行うこと。
- ・市と協議し、市の方針に即した事業を行うこと。 の6つの基本方針の実現とともに、特に令和6年度から令和10年度までの管理期間には、

①男女共同参画に関する意識啓発（ジェンダー平等実現のための意識改革推進）、

②女性活躍の推進、

③人権尊重・性的少数者に関する啓発の推進、

④DV・ハラスメント防止に関する啓発の推進及び相談体制の強化（配偶者暴力相談支援センターの機能の一部を有する施設とする。）の4つの項目に力を入れて取り組みます。

実施にあたっては、宮崎市や関係機関と密な連絡をとりながら宮崎市総合計画、宮崎市男女共同参画社会づくり推進条例、令和6年3月作成予定の第三次宮崎市男女共同参画基本計画、宮崎市男女共同参画センター指定管理者業務仕様書、宮崎市ファミリー・サポート・センター事業業務仕様書などに基づくとともに国の男女共同参画に関する法令、第5次男女共同参画基本計画、女性活躍・男女共同参画の重点方針（女性版骨太の方針）などに即したタイムリーな様々な事業を積極的に取り組み、引き続き、魅力あるセンターを目指して運営します。

● 市民の平等な利用の確保

市民の平等な利用の確保に関しては、地方自治法第244条第2項及び3項における正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならないことや、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしないことを基にセンターが宮崎市の公の施設であることを常に念頭におき、市民の公平な使用に供するよう管理運営を行います。また、多様性を受け入れ幅広い視点で窓口コミュニケーションボード、筆談ボード、車いす、さらに、男性トイレにサンタリーBOX、生理用ナプキンなどを設置します。

● 要望、意見、苦情への対応

職員は、日頃から利用者が気軽に要望、意見、苦情を言える雰囲気づくりに努めます。利用者等の意見や要望、苦情を聞くために利用者アンケート（利用日誌）や交流スペース等に「意見箱」を設置し、意見や要望を寄せやすいように引き続き行います。また、苦情が発生した時は、しっかりと相手の意見を受け止めたうえで、原因を明確にします。宮崎市担当課へ適宜連絡します。苦情の内容・対応策等については、職員及び法人で情報の共有を図り再発防止に努めます。宮崎市ファミリー・サポート・センター（以下「ファミサポ」という。）も同様に対応します。

2 施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること

● 利用者サービスの向上に関する提案

◎センターのHPを活用した利用者サービス → 施設の紹介、貸室の予約状況や自主講座、相談窓口、ファミサポ情報等を掲載します。メール相談についてはHPから入力できるようにします。

◎SNSを活用した利用者サービス → フェイスブックやX（旧ツイッター）、インスタグラム、LINEを活用し情報発信します。センター内の公衆無線LAN（WI-FI）を一層活用します。

◎施設を活用した利用者サービス → 交流スペースを憩いの場として活用するために簡単な飲食ができるようにします。交流スペースを活動発表の場として、より一層活用します。

◎広報活動の積極的な展開による利用者サービス → 自主講座では、テレビ・新聞・ラジオ等に対する資料提供や取材協力を積極的に行います。

◎その他による利用者サービス → 意見箱を常時設置し、さらに利用者のアンケート調査を実施し利用者の満足度を調査します。

● 利用者の増加を図るための取り組みに関する提案

(1)センターの利用の増加を一層促進するための取り組み

◎指定管理業務の基本方針の実現を目指し利用者の増加 → 基本方針に沿った事業を行います

◎センター内及び外における男女共同参画イベントによる利用者の増加 → イベント等をセンターや公民館等で幅広く実施します。（市民の意識改革及びセンターの認知度の向上）

◎地域、企業、学校における利用者の増加 → 地域まちづくり推進委員会等に出向き啓発します

◎公民連携による自主講座の展開 → 民間企業のノウハウを活用した公民連携講座を実施します。

◎未就学児にかかわる事業の展開 → 保育所等に「0歳からのジェンダー教育」を実践します。

◎若者の参加の展開 → センターの自主講座を各高校に案内し若者の人材育成に努めます。

◎男女共同参画の視点における防災の展開 → 防災分野の男女共同参画の推進に努めます。

◎SDGs（ジェンダー平等）の取り組み → ジェンダー平等は全てに関係することを啓発します。

- ◎WI-FI の整備 → WI-FI により自主講座のリモート参加もきるように一層、努めます。
- ◎センターの施設使用料の有料化に伴う施設利用の促進 → 新たな利用者へ利用促進を図ります。

(2)ファミリー・サポート・センターについて、活動件数や会員数を増加させる方策

- ◎相互援助会員増加の取り組み
援助活動に必要な知識を付与する「育児援助者養成講習会」を年5回以上開催します。依頼会員の「登録会」と「育児援助者養成講習会」(託児付き)の開催をパレットのHP、SNS等を使い積極的に周知し会員増加につなげます。
- ◎活動件数増加の取り組み
ファミサポにおけるひとり親・生活保護・住民税非課税・ダブルケア・多胎児の世帯など配慮が必要な子育て家庭の利用支援について優先して調整します。毎月1回活動推進協力者会議の開催、会員の交流会を年3回以上、連絡会を年1回以上行い、会員増、利用件数の増加に繋がります。
- ◎地域子育て支援拠点や児童館等(以下「拠点等」という)との連携
援助会員の確保の促進や安心して子どもの預かり等を実施するため、拠点等における子どもの預かりの実態などについて拠点等と調整を行い次の3点に組み込みます。
 - ①援助会員による拠点等で子どもの預かりを促進、及び拠点等で子どもの預かりを実施している場合の巡回等による見守り支援を行います。
 - ②拠点等の利用者との日常的な対話を通じた援助会員増加のための働きかけを行います。
 - ③拠点等と連携した緊急救命講習や事故防止に関する講習等を実施します。
- ◎ファミサポ事業の周知、広報の取り組み
事業に関する広報紙「ファミサポだより」を年1回発行し、会員等へ活動状況の報告・情報提供を行います。また、パレットのHP、SNS等を通して周知を図ります。
- ◎宮崎市ファミリー・サポート・センター利用料補助金について
宮崎市ファミリー・サポート・センター利用料補助金制度の周知に努めるとともに、宮崎市子育て支援課及び国富町、綾町と密に連携し補助事業がスムーズに遂行できるよう努めます。

●施設の設置目的の理解と課題の認識

◎施設の設置目的

センターは、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施し、及び市民等が行う男女共同参画社会の形成に関する活動を支援するための拠点として設置され、すべての人の個人としての尊厳が重んじられること、すべての人が性別による差別的取扱いを受けないこと、すべての人が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他のすべての人の人権が尊重されることを旨として行われなければならない。ファミサポ事業は「地域の会員同士で支え合う」「地域全体で子育てを支援する」という意識が地域に根づくよう、関係団体との連携を図りながら、ファミサポ事業を推進しなければならない。

◎課題の認識

センターは平成27年12月に設置され令和5年12月で8年が経ちます。令和4年度宮崎市男女共同参画意識調査によるとセンターの認知度では約7割が知らないという結果でした。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりジェンダー不平等がますます表面化しました。センターでは、センターの認知度の向上を目指すとともに性別的役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消及び女性活躍など、ジェンダー平等実現のための意識改革に向けて地域、企業、学校などに出向いて講座・研修を行います。また、相談業務では、総合相談、性的少数者相談を行います。さらに、DVについては、弁護士相談や心理士相談を行います。住基事務における支援措置や市営住宅目的外使用に係る相談も取り組みます。ファミサポ事業では、生活スタイルの多様化により依頼会員の活動は増加しています。依頼活動をサポートする援助会員の養成講座を行います。

● 広報、啓発及び人材の育成に関する提案

◎人材育成を含む男女共同参画を推進する講座等の開催

次の内容で、年間20回以上の講座を開催します。

- ・男女共同参画基礎講座(人材育成)
- ・女性活躍キャリアライフデザイン講座(女性活躍)
- ・女性活躍講座(公民連携・女性活躍)
- ・男女共同参画の視点における防災(協働)
- ・男性の料理教室講座
- ・夏休み親子講座、防災料理教室
- ・親になる講座(ジェンダー平等、産前カップル)・育休男子の講座(ワーク・ライフ・バランス)
- ・リプロダクティブヘルス/ライツ(包括的性教育含む)、女性アスリートの身体
- ・SOGIEとLGBTQ+の啓発講座(重点)
- ・DV、ハラスメント防止の講座(重点)
- ・子どもの人権講座(子どもの貧困)
- ・メディアとジェンダー講座
- ・ライフプラン(教育資金)講座
- ・国際女性デー講座
- ・利用団体向けの男女共同参画研修
- ・映画上映会(啓発映画)

◎学校、事業所の研修会等へ講師(職員)を年間15回以上派遣

希望のあった地域、学校、事業所等に講師を派遣します。

◎センター内及び外における男女共同参画イベント及び啓発の実施

イベント等をセンターや公民館等で5回実施し意識改革・啓発及びセンターの認知度向上に努めます。開催内容を幅広く情報発信します。

男女共同参画週間(6月)、宮崎県人権啓発強調月間(8月)、女性に対する暴力をなくす運動(11月)、際女性デー(3月)、パレットの文化祭(12月)

◎市民が行う男女共同参画推進事業へのサポート

市民活動団体や自主グループに対して男女共同参画に関する研修を実施します(利用団体向けの研修)宮崎県男女共同参画地域推進員の交流や学習会を開催します。

●情報の提供及び市民等の交流の促進に関する提案

◎情報誌の発行 → 年3回、各号1,000部以上を発行します。(6月、10月、2月)

◎センターのHPの作成及び維持・管理 → HPの維持管理に努めます。

◎SNSの運用 → フェイスブックやX(旧ツイッター)、インスタグラムを活用し情報を発信

◎新聞、各種図書資料の購入、収集、整理及び掲示 → 男女共同参画に関連する書籍、DVDなどを一層収集します。図書購入のリクエストに応えます。

●相談に関する提案

◎男女共同参画に関する相談事業(総合相談)

- ・開館日全日に電話相談、面接相談を行います。また、メール相談は随時受付します。さらに、弁護士相談は、月1回開館時間中の3時間行います。
- ・電話相談は、午前9時から午後5時まで(受付は午後4時30分まで)とします。
- ・面接相談は、午前9時から午後5時までとして要予約とします。
- ・メール相談は、随時受付しセンターHPからいつでも入力できるようにします。
- ・弁護士相談は、月1回とし3時間行います。要予約で行います。

◎DVに関する相談事業

- ・開館日全日に電話相談、面接相談を行います。さらに、弁護士相談、心理士(臨床・公認)相談は月1回開館時間中の3時間行います。
- ・電話相談は、午前9時から午後5時まで(受付は午後4時30分まで)とします。
- ・面接相談は、午前9時から午後5時までとして要予約とします。
- ・メール相談は、随時受付としてセンターHPからいつでも入力できるようにします。
- ・弁護士相談、月1回として3時間行います。要予約で行います。心理士相談も月1回として3時間行います。要予約で行います。
- ・住基事務の支援措置に係る相談やDV被害者の市営住宅目的外使用に係る相談も行います。

◎性的少数者に関する相談業務

- ・電話相談とメール相談、面接相談、弁護士相談を行います。
- ・電話相談は、月1回の日曜日(午前)に3時間の相談を行います。
- ・メール相談は、随時受付としてセンターHPからいつでも入力できるようにします。

◎事例検討会、生理の貧困事業

相談員が相談内容を共有し寄り添った相談に努めるなど定期的に相談員事例検討会を行います。生理用品の無償配布を行います。配布をきっかけとし問題の解決に向けて相談窓口につなげます。

3 施設の管理を安定して行うための十分な能力を有しているものであること

●人員体制の確保

センター長、次長、パレット職員、相談員、ファミサポアドバイザーの運営体制で確実な管理運営を行います。

●職員の能力育成(研修体制)

センターは、様々な分野に関しての業務にかかわるので職員に対しては多くの研修に参加し事業の質の向上を図ります。研修などには、会場及びオンラインで参加します。

(男女共同参画の基礎研修、DV防止の研修、SOGIEとLGBTQ+に関する研修、接遇研修など)

●事業計画の実現可能性(継続性、安定性)

◎地域や関係機関及び市民活動団体や市との連携について

地域や関係機関、市民活動団体や市と引き続き積極的に連携を図り事業の実現に取り組みます。一層、地域まちづくり推進委員会、自治会、地区民児協、地区社協、介護施設、学校、保育園、幼稚園、企業などに出向いてジェンダー平等の意識改革やセンターの認知度向上に取り組みます。

◎地域や利用者のニーズ把握

利用者や地域の方々の意見を汲み取る為、利用者アンケートを実施するほか、常時「ご意見箱」を設置し、意見や要望を寄せやすい環境づくりに努めます。

◎男女共同参画に関するネットワークについて

男女共同参画事業の中で繋がりのできた県内外の男女共同参画センター、宮崎県男女共同参画センターなど幅広いネットワークがあります。また、長年、子育て支援活動の中で信頼関係を築いてきた子育て支援をはじめとする各種団体やNPO法人とのネットワークがあります。

◎男女共同参画に精通する人材確保について

男女共同参画事業の中で繋がりのできた県内外の多くの専門分野の人材を講師として依頼します。また、一層、企業と連携しながら企業の人材・ノウハウを活用しながら取り組みます。

●申請者の安定性、信頼性

◎財政基盤の状態

当法人は、平成16年に創立し令和6年で20年目となります。財務状況については借入金がなくほぼ毎年、黒字決算となっており、安定した経営を行っています。平成19年度より旭町児童館・佐土原地域子育て支援センターの指定管理業務、平成23度からは、あおき子育て交流ひろばなど、さらに、令和3年度からは住吉児童センター指定管理業務、令和4年度からは生目子育て交流ひろば委託事業を継続して行っています。平成31年度からは、宮崎市男女共同参画センターの指定管理業務を行っています。事業の取組は安定しており、信頼を得ています。

◎個人情報の保護対策等について

宮崎市の定める「個人情報取扱特記事項」、市条例、その他の関係法令等を遵守します。また、当法人の個人情報保護方針に基づき個人情報の取り扱いに更に万全を期します。

4 施設の管理に係る経費の縮減を図るものであること

●指定期間に市が提案する指定管理料に対する提案額

◎市が支払う指定管理料の基本的な考え方

指定管理料の原資は貴重な税金であるため男女共同参画の拠点としての事業及びファミサポ事業に対して成果を重視しながら有効に活用し、執行にあたっては公平性・透明性の確保に努めます。関係書類は、適切に保管します。また、自動販売機の設置や事務所内のコピー機の使用料を徴収し自主財源の確保に努めます。

年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	合計
指定管理料	41,982	41,982	41,982	41,982	41,982	209,910

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	合計
収入	指定管理料	41,982	41,982	41,982	41,982	209,910
	利用料金					
	雑収益	113	113	113	113	565
収入合計	42,095	42,095	42,095	42,095	42,095	210,475

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	合計	
支出	人件費	28,329	28,329	28,329	28,329	28,330	141,646
	事務費	7,617	7,617	7,617	7,617	7,614	38,082
	光熱水費	2,123	2,123	2,123	2,123	2,123	10,615
	施設管理経費等	2,340	2,340	2,340	2,340	2,342	11,702
	租税公課	1,366	1,366	1,366	1,366	1,366	6,830
	一般管理費	320	320	320	320	320	1,600
支出合計	42,095	42,095	42,095	42,095	42,095	210,475	

●管理業務の効率化と経費の縮減に関する考え方・提案

◎効率的な施設管理

施設の管理運営に従事する職員の資質向上とコスト管理意識の共有化を図り、効率的な施設管理を行うため、各業務の内容、時期、方法などを明確にします。進捗状況の管理を徹底します。

◎管理経費の縮減

- ・無料の講師派遣やボランティアの参加 → 自治体、団体等の無料の講師派遣を活用します。
- ・水道光熱費の縮減 → 職員が率先して節電と節水に努めます。
- ・印刷費等の縮減 → 可能な限り職員が施設内で印刷し、引き続き、経費節減に努めます。
- ・備品等のリースの活用 → リースと購入の費用を照らし合わせ効率的な運用に努めます。
- ・設備維持の委託費の縮減 → 複数業者に見積もりをとり最小限の費用と最大の効果に努めます。

5 安全管理に対する対応

●自然災害(地震、火災など)への対応 → 対応マニュアルを作成しそれに基づき利用者、みやざき子育て支援センター、職員などが役割を意識する訓練を引き続き行います。

●不審人物への対応 → 不審者対応マニュアルを作成しそれに基づき利用者、みやざき子育て支援センター及びセンターの職員、隣接の機関と連携しながら引き続き訓練を行います。

●設備事故への対応 → 安全確保のために、日常点検、定期点検を行い施設が安全かつ安心して利用できるように努めます。

●その他、利用者の安全確保を図るための対応、時間外での対応等 → 時間外及び緊急時における対応のために緊急連絡体制を整備し、利用者や避難者の安全確保に努めます。

6 労働福祉の状況及び環境保護

●雇用に対する基本的な考え方

雇用・評価については、公平・公正に行い職員一人ひとりの人権・個性を尊重し能力を発揮できる職場を作るために、年1回、人事担当等と事業責任者と職員の三者で面談を実施します。

●障がい者の就労支援への対応等

高齢者や中高年・障がい者の雇用にも能力、適正等を判断し取り組みます。指定管理業務の再委託の中で障がい者雇用を積極的に取り組んでいる事業所への発注に努めます。

●環境に配慮した施設管理

◎水道光熱の縮減 職員が率先して節電と節水に努めます。

◎印刷用紙等の縮減 用紙の裏面やバインダー、使用済み封筒のリユースに努めます。

◎その他環境への配慮 環境に配慮した製品や詰替え品の購入に努めます。